## 八戸学院大学·八戸学院大学短期大学部 I R推進室規程

制 定 平成30年4月25日 最終改正 令和5年3月15日

(目的)

第1条 この規程は、八戸学院大学(以下「大学」という。)学則第62条第2項および八戸学院大学短期大学部(以下「短大」という。)学則第40条第2項に基づき、学内外の様々な情報の収集・分析等を通じて、大学・短大における教育、研究、社会貢献等に関する意思決定や計画立案および自己点検・評価等について支援を行い、もって大学改革に資するために設置する八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部IR(インスティテューショナル・リサーチ)推進室(以下「推進室」という。)の組織および運営について、必要な事項を定める。

(業務)

- 第2条 推進室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 教育、研究、社会貢献等に関する学内外のデータの収集および情報分析ならびにその結果報告
  - (2) 前号による収集データおよび分析結果の一元的管理
  - (3) 学内におけるデータおよび情報の普及活動ならびにデータ分析報告の支援
  - (4) その他 I Rに関すること

(構成)

- 第3条 推進室構成員は、毎年度当初、大学学部長・学科長および短大学科長の推薦に基づき、大学・短大の学長がそれ ぞれ任命する。
- 2 推進室に室長および副室長を置き、大学学長と短大学長が協議のうえ指名する者をもって充てる。

(推進室会議)

- 第4条 推進室会議(以下「会議」という。)は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 会議の議決は、出席構成員の過半数の合意によるものとし、可否同数のときは室長の決するところによる。
- 3 室長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

- 第5条 推進室の事務は、大学評価支援室において処理する。
- 2 推進室は、会議の日時、開催場所、議決事項その他の事項について、会議録を作成しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部運営会議の審議を経て学長が決定する。

附 則

- この規程は、平成30年 4月25日に施行し、平成30年 4月 1日から適用する。
  - 附 則
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。